

市長にそれ、聞いてみようか

# 「ふれあい市長室」

## 開催します

● 総務部 経営戦略室  
☎81-2117

市長が、直接市民の方から、市政に関するご意見・ご要望などをお聞きする「ふれあい市長室」を開催します。日頃、市政について感じていることや考えていることを、市長と直接話してみませんか？  
皆さんの参加をお待ちしています。

- 申込期限 7月26日(金)午後5時
- その他
  - ・ 次回の開催は9月下旬～10月上旬を予定しています。
  - ・ 懇談内容は、公序良俗に反するもの、営利行動に関わるもの、特定の個人の利益・権利に関するもの、個人に対する中傷は固くお断りします。
  - ・ 懇談内容は氏名・年齢を含み、ホームページ等で公表させていただきます。

### 日時 8月8日(木)

- ① 午後1時30分～2時
- ② 午後2時10分～2時40分
- ③ 午後2時50分～3時20分
- ④ 午後3時30分～4時
- ⑤ 午後4時10分～4時40分

### 場所 市役所 3階 応接室

● 対象 市内に在住の方  
※参加は1年間に1回限りとしさせていただきます。

● 定員 5組(1組は1人から3人程度)のグループとします

● 申込方法 市役所、各行政局市民課に備え付けの申込用紙に記入し、持参・FAX・郵送などで経営戦略室に提出してください。



## 経済センサス(基礎調査)に

ご協力をお願いします。

6月から令和2年3月までを調査期間として、「経済センサス(基礎調査)」を実施しています。皆様のご協力をお願いします。

● 調査の対象  
全国のすべての民営事業所

### 調査の目的

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、国のすべての産業分野における事業所・企業の活動状態などの基本的構造を地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

### 調査の手順

県知事が任命する調査員が外見などから名称、所在地、活動状況などを確認します。  
また、新たに開設された事業所には訪問し、調査票の記入をお願いします。調査への回答はパソコンやスマートフォンによるオンライン回答または郵送により行います。

### 調査事項

主な事業内容や従業員数など

### 調査結果の公表・利用

調査結果は総務省統計局ホームページ等で順次公表され、暮らしや身近な地域に関する基礎資料として利用されます。

### 事業所情報について

調査にご回答いただいた内容は統計法の規定により適正に管理され、調査関係者が調査で知り得た情報を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することはありません。  
安心して調査へのご協力をお願いします。

### 問い合わせ

総務部 総務課 ☎81-2111  
経済センサス基礎調査コールセンター  
☎0120-1202-1095

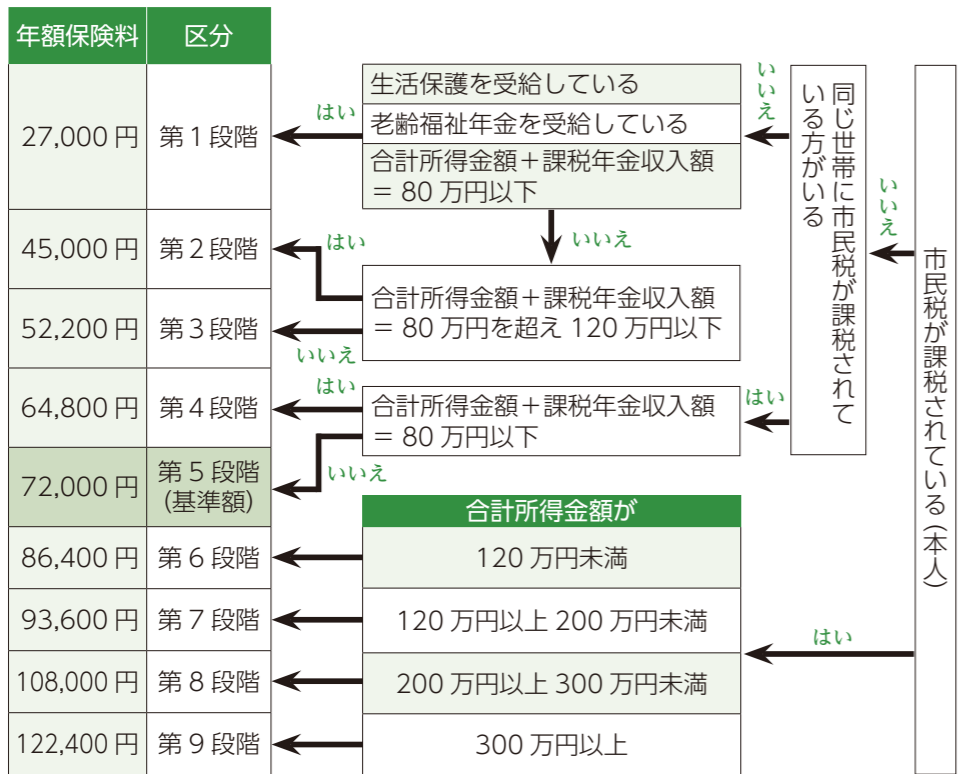
## 65歳以上の方へ

### 介護保険料の納付を

お忘れなく!

### あなたの介護保険料は?

保険料は市民税の課税状況や所得金額によって9段階に分かれます。左のフローチャートで確認してください。



### 納める方法は?

#### ■ 特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額からあらかじめ差し引かれます。(老齢福祉年金、恩給は対象になりません。)

ただし、次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書で納めます。

- 年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
- 年度の途中で他市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで、所得段階の区分が変更になったとき
- 年度の途中で年金の受給が始まったとき

※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。

#### ■ 普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。口座振替にする、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機関で手続きをしてください。

また、納期限前であれば、コンビニでも納付できます。  
**減免はあるの?**

平成23年3月11日時点で旧警戒区域および旧緊急時避難準備区域に住居登録があった方で、第1号被保険者を対象に全額減免します。  
※合計所得金額が633万円を超す方は除きます。

### 保険料を納めないとは?

■ 1年以上滞納すると  
介護サービス費用の全額をいったん自己負担することになります。申請により保険給付分の9割(一定の所得のある方は8割または7割)が払い戻されます。

## 介護保険サービス利用者負担割合の確認を

7月中に新しい介護保険負担割合証(水色)を送付します。  
要介護(要支援)認定者、介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方は必ず内容をご確認ください。

## 市民の声を受け付けています

市政に対するご意見・ご要望などを市政に反映するため「市民の声」を受け付けています。

【スマートフォン】  
QRコードをご利用ください



【パソコン】  
市ホームページのトップページにある「市民の声」のバナーをクリック

【電話】0247-82-0066



● 問い合わせ  
保健福祉部 高齢福祉課  
☎82-11115

- 1年6カ月以上滞納すると  
介護保険給付の一部または全額を、一時的に差し止められます。
- 2年以上滞納すると  
介護保険利用者負担が1割から3割(一定の所得のある方は4割)に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。